

営利目的で施設を利用できます（運用開始）

令和7年4月1日受付開始（4月1日より前の営利目的利用は不可）

●受付開始 令和7年4月1日～

「4月」に申込ができる利用月

申込月	4月		
利用目的	営利	非営利	
受付方式	先着	抽選	先着
市内在住	6月分まで	8月分	7月分まで
市外在住			6月分まで

営利目的：2か月前から先着受付（市内・市外在住を問わず）

非営利目的：市内在住 4か月前に抽選・3か月前から先着受付
市外在住 2か月前から先着受付（抽選申込不可）

●利用料金

通常料金の3倍

●対象施設

- ・スカイワードあさひ
- ・東部市民センター（R7.4.1～）
- ・渋川福祉センター（R7.4.1～）
- ・旭城（R7.4.1～）
- ・新池交流館（R7.4.1～）

市民福祉の向上などを目的として設置した施設であることなどから、これまで営利目的などでの利用を制限してきましたが、施設の利用状況等を踏まえ、サービス向上及び効率的な管理運営の観点から、その制限を緩和し、営利目的での利用受付を開始するものです。

●営利目的利用となる場合

- ・『企業（法人）が利用』する場合
- ・『営利を目的とした個人が利用』する場合
- ・『金銭（費用）を集めて利用』する場合

い 一般財団法人(非営利型以外)	し 商店街振興組合・連合会	と 特殊会社
一般社団法人(非営利型以外)	消費生活協同組合・連合会	特定目的会社
医療法人(社会医療法人以外)	信用協同組合・連合会	土地家屋調査士法人
株式会社	信用金庫・連合会	特許業務法人
株式会社設立の学校	森林組合・連合会	な 内航海運組合・連合会
監査法人	す 水産加工業協同組合・連合会	の 農業協同組合・連合会
共済水産業協同組合連合会	せ 生活衛生同業組合・連合会(出資)	農事組合法人
行政書士法人	生活衛生同業小組合	農林中央金庫
漁業協同組合・連合会	生活協同組合・連合会	へ 弁護士法人
漁業生産組合	生産森林組合	ゆ 有限会社
合資会社	税理士法人	輸出組合(出資)
合同会社	船主相互保険組合	輸出水産業組合
合名会社	そ 相互会社	輸入組合(出資)
し 事業協同組合・連合会	た たばこ耕作組合	ろ 労働金庫・連合会
事業協同小組合・連合会	ち 中小企業等協同組合(事業協同組合・連合会、事業協同小組合、司法書士法人、社会保険労務士法人)	法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人以外
商工組合・連合会(出資)	と 投資法人	

集める金銭（費用）の性格で判断いたします。

◇営利目的利用に該当するケース

例1：「会費」と「原材料費」以外の費用を徴収する場合

・会費

グループに所属する特定の会員から徴収し、グループで管理し、グループ運営のために消費する費用のこと。

※講師自らが金銭（費用）を集める場合は、「月謝等」となることから営利目的利用

・原材料費

調理実習の食材や工作の材料など、本人が消費する材料に充てることが容易に確認できる費用のこと。

※資料代は、紙代に加え原稿料の性格をもった費用が含まれる場合があり、客観的な価格の判断が難しいため原材料費には含まない。

例2：不特定の来場者から金銭を募る場合

施設利用料金や講師謝金の弁償に充てるなど、利益を上げることを目的としていなくとも、不特定の来場者から金銭を募る場合

●問い合わせ先

渋川福祉センター

☎0561-51-1997